

大阪市告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和7年4月13日から次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月11日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用開始の期日
此花区 第2020-01号線	此花区夢洲中1丁目1番の18地から 同区同 3番の4地まで	令和7年4月13日
此花区 第2020-02号線	此花区夢洲中1丁目1番の18地から 同区同 3番の4地まで	令和7年4月13日
此花区 第2020-03号線	此花区夢洲中1丁目1番の18地から 同区同 1番の18地まで	令和7年4月13日

（建設局総務部管財課）